

横浜市マンション専門家登録要領

制 定 令和3年4月 1日（建住再第 649 号）
最近改正 令和7年3月28日（建住再第1009号）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市マンション専門家派遣事業要綱（以下「要綱」という。）により派遣されるマンション専門家の選定・登録及び職務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、要綱の例による。

（マンション専門家の資格）

第3条 登録を申請できる者は、次の各項いずれにも該当する個人とする。

- 2 次に掲げるうちいずれか1つの資格を有する者で、マンションに関連する実務経験を5年以上有する者
 - (1) 一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第二種電気主任技術者
 - (2) マンション管理士
 - (3) 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士
 - (4) URCA マンション建替えアドバイザー
- 3 市内に在住の者、市内に在勤の者、又は、市内で活動の実績のある者

（登録の申請）

第4条 マンション専門家の登録をしようとする者は、次の各号に定める内容を市長に届け出るものとする。

- (1) 横浜市マンション専門家登録申請書（第1号の1様式）
- (2) 横浜市マンション専門家経歴書（第1号の2様式）
- (3) 横浜市マンション専門家登録者リスト（第1号の3様式）
- (4) その他必要と認められる書類

（選定）

第5条 市長は、隔年度を原則に、期間を定めマンション専門家の募集を行うものとする。

- 2 市長は、マンション専門家登録申請書が提出されたときは、次条に定める検討委員会の助言を得たうえで、申請内容を審査し、選定する。
- 3 選定は、隔年度に行うことを原則とする。
- 4 前項に関わらず、必要に応じ、期間途中において臨時に選定することができる。

（検討委員会）

第6条 前条に定めるマンション専門家の選定及び第11条に定めるマンション専門家の登録の抹消について助言を行うことを目的に、検討委員会を設置する。

（講習会の実施）

第7条 マンション専門家の選定を受けた者は、横浜市が実施、又は指定する講習会を修了しなければならない。

(登録)

第8条 市長は、マンション専門家を選定したときは、その氏名等をマンション専門家登録名簿(第2号様式、以下「名簿」という。)に登録し、横浜市マンション専門家登録者リスト(第1号の3様式)とともに閲覧に供するものとする。

2 市長は、マンション専門家を名簿に登録したときには、当該申請者に登録決定通知書(第3号様式)により通知し、登録証(第4号様式)を交付するものとする。

(マンション専門家の広報活動等)

第9条 マンション専門家の広報活動等については、以下のとおりとする。

- (1) マンション専門家自ら本事業の普及・周知を行うことにより、マンション管理組合等から指定を得ることは妨げないものとする。
- (2) 支援終了後においては、派遣したマンション専門家と派遣先のマンション管理組合等における契約行為の締結を妨げるものではない。ただし、原則として、マンション管理組合等からの申出によるものに限るものとする。また、その場合は、事務局に報告するものとする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録を受けたマンション専門家が、この要領で定める事項に違反したとき、又はその他マンション専門家として不適当な行為を行ったときは、第6条に定める検討委員会の助言を得たうえで、その登録を抹消することができる。

(有効期間)

第11条 登録の有効期間は、登録の日から2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条4項の選定に基づく場合における登録の有効期限は、隔年で選定・登録された者の登録の残存期間と同じとする。

(職務)

第12条 マンション専門家の職務は、マンション管理組合等が行う管理組合活動に対し、要綱第3条の内容について専門的な助言等を行うこととする。

- 2 マンション専門家は、管理組合活動活性化支援を行う際、支援内容や支援による成果の目標について、横浜市が主催する定例会の場などを通じて、横浜市と協議するものとする。
- 3 マンション専門家は、横浜市の開催する研修・情報提供等の場に積極的に参加するものとする。
- 4 マンション専門家は、派遣先のマンション管理組合等に対し営業活動を行ってはならない。
- 5 マンション専門家は、派遣により知り得た情報は他に漏らしてはならない。また、その任を離れた後も同様とする。
- 6 マンション専門家は、支援業務にあたるときは、常に第8条第2項に定める「登録証」を携帯しなければならない。
- 7 マンション専門家は、要綱に基づく支援を行う場合のみ、「横浜市マンション専門家」という名称を使用することができる。

(研修及び情報の提供)

第13条 市長は、マンション専門家に対し、研修の機会を設け、要綱第2条3項に関する情報の提供を行うものとする。

(報酬)

第14条 要綱第3条に基づく派遣の報酬は、以下のとおりとする。

- (1) マンション・アドバイザー派遣支援

派遣一回につき、22,858円(交通費等諸経費を含む。)に消費税等相当額を加えた額とする。

(2) 管理組合活動活性化支援

派遣1回につき、一人当たり24,149円（交通費等諸経費を含む。）に消費税等相当額を加えた額とする。

- 2 マンション専門家は、要綱第3条に基づく支援業務に関し支援先のマンション管理組合等からの報酬を得てはならない。ただし、要綱第3条に基づく支援業務に関連して別途業務が必要な場合はこの限りでない。

（担当窓口）

第15条 この要領に定める事項についての職務は、横浜市建築局住宅部住宅再生課が行う。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本要領施行に伴い、「横浜市マンション・アドバイザーの登録等に関する要領」及び「横浜市マンション専門家の登録等に関する要領」は廃止する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号の1様式（第4条1項1号）

年 月 日

横 浜 市 長

住 所
氏 名
電 話 ()
F A X ()
E-mail @

横浜市マンション専門家 登録申請書

「横浜市マンション専門家派遣事業要綱」第2条に定める横浜市マンション専門家として、登録の申請をします。登録にあたり、「横浜市マンション専門家登録要領」の定めるところに従うことを承知します。

なお、本申請書とともに提出した「横浜市マンション専門家登録者リスト（閲覧用）」（要領第1号の3様式）、「横浜市マンション専門家登録名簿」（要領第2号様式）等については、市民に対して情報提供することを承諾します。

※横浜市マンション専門家の登録に

- ☐ 前回に引き続き申請します。
- ☐ 今回初めて申請します。
- ☐ その他
(いずれかの□にチェックしてください。)

- ☐ 横浜市マンション専門家派遣事業制度の内容を確認し、横浜市マンション専門家派遣事業要綱第3条第1項第2号に規定する管理組合活動活性化支援の派遣を承諾します。
(上記派遣も承諾される場合は□にチェックしてください。)

第1号の2様式（第4条1項2号）

横浜市マンション専門家 経歴書

年 月 日現在

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日（満 歳）		
住 所	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
職 業		E - m a i l	@
勤 務 先 名			
勤 務 先 住 所			
勤務先電話番号		F A X 番 号	
実 績	期 間		職 歴 等
	～	年 月	研究又は実務歴
	実務経験年数合計	年 月	
経 験	マンション名・地区名	活 動 内 容（建設、管理、建替等具体的に）	
資 格	免 許 ・ 資 格（登録年月日・登録番号）		
	(年 月 日 ・)		
	(年 月 日 ・)		
	(年 月 日 ・)		

横浜市マンション専門家 登録者リスト（閲覧用）①

フリガナ 氏 名				写真 3.5×4.5cm
住所（市・区）		市 区		
派遣専門分野	該当 に○	内 容		派遣 希望 区
		管理委託契約等に関する検討		
		維持管理費、修繕積立金等財務に関する検討		
		管理組合の運営、管理規約等に関する検討		
		長期修繕計画や大規模修繕等に関する検討		
		マンションの改修や耐震性の向上に関する検討		
		マンションの建替えに関する検討		
		管理計画認定制度の申請に関する検討		
専門分野に関する実績等	分 野	実 績 等		
		(建設、管理、建替等具体的に)		
専門分野に関する自己研鑽実績（研修会への参加等）				
CPD：継続的能力開発 (Continuing Professional Development)				
資格				

横浜市マンション専門家 登録者リスト（閲覧用）②

業務に関する P R

第2号様式（第8条1項）

横浜市マンション専門家 登録名簿

No.	氏 名	住所（市・区）	資 格	経験・実績	派遣専門分野	派遣区
1						
2						
3						

第3号様式（第8条2項）

建住再第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市マンション専門家登録決定通知書

次のとおり、横浜市マンション専門家の登録を決定しましたので、通知します。

登録番号
登録期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第4号様式（第8条2項）

横浜市マンション専門家 登録証

[表面]

横浜市マンション専門家 登録証

写真

3.0 cm

2.4 cm

氏 名

登 録 日（有効期限）

No. 横 浜 市 長 印

5.5 cm

9.0 cm

[裏面]

注 意

1. 有効期限を過ぎたものは無効とする。

2. 市長印のないものは無効とする。

3. 記載事項に訂正のあるものは無効とする。

4. 本証を第3者に貸与し、または譲渡等してはならない。

5. 横浜市マンション専門家として業務を行うときは、常に本証を所持し、相談者に見えるところに提示しなければならない。

6. 本証は、横浜市マンション専門家以外の業務に使用してはならない。

7. 本証を紛失し、または破損したときは、直ちに発行者に届け出を行い、再交付を受けなければならない。

8. 横浜市マンション専門家の資格を失ったときは、直ちに発行者に返還しなければならない。